

会 議 録

1. 会議名

上越市都市計画審議会

2. 議題（公開・非公開の別）

付議案件（上越市決定）（公開）

第1号議案

上越都市計画地区計画の変更（下荒浜地区 他 33 地区）

報告案件

上越市立地適正化計画（変更案）について

3. 開催日時

令和元年 10 月 30 日（水）午前 10 時 00 分から

4. 開催場所

上越市役所木田庁舎 4 階 401 会議室

5. 傍聴人の数

0 人

6. 非公開の理由

なし

7. 出席者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：中出文平、田村三樹夫、山岸栄一、三沢眞一、吉田昌幸、
遠藤正樹、荻原寿彦、池田京子、濱 祐子、井部辰男、
須藤和子、宮崎政國、永島義雄、折笠正勝、岩井文弘
- ・ 事務局：（都市整備課）波塚部長、川瀬課長、石澤副課長、片岡係長、
長壁係長、山岸技師、古澤主任

8. 発言の内容

石澤副課長：ただ今から、「上越市都市計画審議会」を開催いたします。本日は、ご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めます都市整備課の石澤と申します。よろしく願いいたします。

まず初めに、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日は、佐野委員、宮崎朋子委員、高橋委員、小竹委員の 4 名から欠席のご連絡をいただいております。

委員総数 19 名のうち、15 名の皆様から出席をいただいております。上越市都市計画審議会条例第 4 条第 2 項の規定により、1/2 以上の出席がありますので、本審議会が成立しておりますこと

をご報告いたします。

石澤副課長 : それでは、本日の審議会に付議させていただく議案について、市長に代わりまして都市整備部長の波塚が、会長に付議書をお渡しいたします。

(都市整備部長が会長前に進み、付議書を読む)

石澤副課長 : ありがとうございました。続きまして、都市整備部長の波塚からご挨拶申し上げます。

波塚部長 : ただいまご紹介にあずかりました都市整備部長の波塚でございます。

本日は、ご多用の中、上越市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃より当市の都市計画行政に多大なるご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本日は今年度第1回目の審議会となりますが、本日の議案は、第1号議案として、上越市決定の「上越都市計画地区計画の変更」のほか、報告案件として「上越市立地適正化計画(変更案)について」でございます。

第1号議案は、平成3年から現在に至るまで34地区で制定しております上越市の地区計画につきまして、最初の計画決定から28年が経過し、法律における表現や用途制限に合わせた見直しが必要な状況であることから、全地区において、統一的な表現等に見直しを図るものであります。なお、本付議案件につきましては、昨年11月12日に開催した当審議会におきまして、見直しの概要をご説明しており、その後、関係町内会への説明や関係機関の協議を行ってきたものであります。

また、報告案件といたしましては、人口減少や少子高齢化に伴い、都市部においても空き地及び空き家等がランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、その対策として、国が新たに創設した制度を活用するため、平成29年3月に策定した上越市立地適正化計画を変更するものであります。

案件の詳細につきましては後ほど担当が説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、上越市のまちづくりに対し、皆様方からの一層のお力添えをお願い申し上げ、ご挨拶といたします。本日はよろしくお願いたします。

石澤副課長 : 続きまして、審議に入ります前に、本日の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、先般、送付させていただきました「第1号議案及び報告案件資料」のほか、受付でお配りした「次第」及び「席次表」となっております。不足等がありましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、これより審議に移らせていただきます。上越市都市計画審議会運営規定第2条に基づき、中出会長から議長を務めていただきます。中出会長、よろしくお願いいたします。

中出会長 : それではこれより議長を務めさせていただきます。速やかな議事進行にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

なお、今回の会議の議事録署名人ですが、今回は吉田委員と池田委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただきます。

先ほど付議のありました、第1号議案「上越都市計画地区計画の変更(下荒浜地区 他33地区)」について、事務局から説明をお願いします。

山岸技師 : 本日、説明者を務めさせていただきます都市整備課の山岸と申します。よろしくお願いいたします。

第1号議案、「上越都市計画地区計画の変更」について、スライドでご説明をさせていただきます。

お手元の資料は1ページからとなります。

本案件は、昨年11月の当審議会において、地区計画の全体見直しの概要についてご説明させていただいた案件になります。

本日は、都市計画法第19条第1項の規定に基づき、都市計画を決定するにあたり、ご審議いただくものであります。まずは、都市計画制度における地区計画について、再度ご説明をさせていただきます。

これは、「都市計画制度の構成」を表したものになります。

本案件の「地区計画」は、「都市計画の決定」のうち「土地利用規制」の分野になります。

都市計画制度で定めることができる土地利用規制について、ご説明いたします。都市計画区域は、都市として総合的に整備、開発及び保全する区域であり、市街化を図る市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分されております。用途地域は秩序ある市街地の形成を図るため、「住居」、「商業」、「工業」

の土地利用ごとに建物の用途及び形態などを規制、誘導するためのものであり、地区計画は、それら土地利用規制に加えて、住民に身近な地区レベルで定める「まちづくりルール」として、新しい市街地などで、制度を活用しております。

用途地域は、「住居」、「商業」、「工業」などの市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13種類の中から定めることができます。用途地域が指定されると、それぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が「建築基準法」で定められています。「住居専用地域」は、低層住宅と中高層住宅のための地域に区分されます。「住居地域」は、住居の環境を守るための地域と農業と調和した低層住宅の地域に区分されます。そのほか、「商業地域」と「工業地域」があります。現在、上越市では第2種低層住居専用地域と田園住居地域以外の11種類の用途地域を定めております。

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」であり、住民と定める「まちづくりのルール」といえるものです。地区計画の区域を定め、地区に必要な道路等の位置と規模、建築基準法を参考とした建築物等の用途の制限、建物の壁面位置、建物の高さ、垣や柵の高さ等、住民等の意見を反映して、地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができます。

地区計画を定めている事例をご紹介します。

こちらは、土地区画整理事業によって住宅団地を整備した「上源入・下源入地区」になります。この地区は、「住宅地にふさわしい建築物の誘導と良好な景観形成を積極的に推進することにより、秩序ある街づくり」を目標としており、建築物の高さの制限、壁面の位置、建物の意匠で色等に適正な制限を設け、秩序ある、良好な住環境を形成しております。

続いて、地区計画の見直し方針についてご説明いたします。

上越都市計画における地区計画は、平成3年に初めて都市計画決定されて以来、約28年が経過しており、法律における表現や用途制限に合わせて、34地区、全ての地区で見直しを図るものです。今回の見直しにより、制限する内容に変更はありませんが、都市計画の適用に際し、関係法令の改正があった場合でも、適切に地区計画に反映できることから、変更を行うものです。な

お、地区計画の位置や区域等の変更はありません。

お手元の資料、93 ページの地区計画の見直し方針についてスライドでご説明いたします。まず、「1. 建築物等の用途の制限」についてご説明いたします。

地区計画における建築物等の制限には、用途地域で制限されている建築物等をさらに規制するケースが多く、具体的な表記は、建築基準法の「用途地域等内の建築物の制限」から引用している場合が多くあります。そのため、建築基準法から引用しているものと判断されるものは、該当する「各項各号」に表現を見直しました。例としまして、変更前は「図書館、博物館、その他これに類するもの」と記載していたものについて、これは、建築基準法の別表第2、(わ) 項、第6号「図書館、博物館その他これらに類するもの」から引用しているものと判断できることから、表記を見直しております。これにより、建築基準法が改正された場合でも、地区計画を円滑に運用することができるものです。

次に、「2. 住宅用途の区分整理」について、ご説明いたします。

上越市の地区計画では、7つの種類に区分を整理しました。「専用住宅」は、一戸建ての住宅のことをいい、建物の構造上、長屋に分類される二世帯住宅も含めるものとして整理をいたしました。「共同住宅」は、アパートやマンション等の2戸以上の集合住宅で、共用部分の廊下や階段等がある建築物になります。「長屋」は、2戸以上の集合住宅で、共用部分が無い長屋構造のものになります。「兼用住宅」は、住宅で事務所又は店舗等の用途を兼ねるものであって、構造的にも機能的にも一体となっているものになります。「併用住宅」は、住宅で事務所又は店舗等の用途を併せ持つものであって、1階が店舗、2階が住宅のように機能的に分かれているものになります。「寄宿舍」は、原則寝室のみの施設で、学校や会社が設けた共同宿舍になります。「下宿」は、ひと月以上の期間、宿泊料を受けて人を宿泊させる、旅館業法の下宿営業を行う施設になります。

見直しの例としまして、変更前は「専用住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿」を規制していたものについて、これら住宅用途の制限に「共同住宅」がありますので、集合住宅を規制する観点から、「長屋」も追記しております。

最後に「3. その他の見直し」について、ご説明いたします。

1つ目に、区域内の地名を現行の地名に修正しております。

例としまして、変更前は「上越市大字下荒浜、黒井の各一部」と記載しておりましたが、今回の見直しで現行の地名に修正しております。また、「各一部」や「全部」といった表記をしている地区について、各地区の計画図で区域が判断できることから、今回の見直しで削除しております。

2つ目に、用途地域と地区計画の双方で同じ建築物の用途を制限している地区は、地区計画から項目を削除しました。

例としまして、用途地域が準工業地域の地区で、変更前は「個室付浴場業に係る公衆浴場」を地区計画で規制していたものについて、建築基準法、別表第2(る)項第3号により、「準工業地域内に建築してはならない建築物」として「個室付浴場業に係る公衆浴場」をすでに規制しておりますので、地区計画から削除しております。

3つ目に、道路などの地区施設の整備計画を定めていない地区は、整備方針を削除しました。

例としまして、上越病院等が立地している「関川東部オフィスアルカディア」地区は、土地区画整理事業によって幅員が広い区画道路を整備済みであるにもかかわらず、地区施設の整備方針が定められたままですので、今回の見直しで削除しております。

4つ目に、計画図の地形図を新しい情報に更新しております。

変更前は、策定時の地形図のままで情報が古く、白黒のため地区計画の区域等がわかりづらくなっていました。そのため、最新の地形図に差し替え、区域等もカラーで表示しております。

最後に、地区計画の変更に伴うこれまでの経過と今後の予定について、ご説明いたします。お手元の参考資料、97ページ「都市計画の策定の経緯の概要」をご覧ください。

昨年の11月に当審議会の方針協議をさせていただき、今年の6月に関係機関協議と地元説明を行いました。7月には「上越市地区計画等の案の作成手続きに関する条例」に基づき、変更原案の公告と縦覧を行い、9月に都市計画法に基づき、変更案の公告と縦覧を行いました。これらの縦覧に伴い、「住民」、「土地の所有者」及び「利害関係人」から、変更案について「意見書」の受付を行いました。意見書の提出はありませんでした。

今後につきましては、本日の審議会でご審議いただいた後、「県知事協議」を11月に行い、その後、「決定告示」を行う予定となっております。

以上で、第1号議案、「上越都市計画地区計画の変更」について、説明を終わりにさせていただきます。

中出会長 : ただ今、説明のありました、第1号議案「上越都市計画地区計画の変更(下荒浜地区 他33地区)」について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

中出会長 : 今回34の地区計画の変更については、参考資料として資料92ページの位置図からはじまり、特に93ページの見直しの方針、これは昨年11月の当審議会でも概略を説明し、その方針はご理解いただいているところでありますが、その具体的な内容について、94ページに一例をつけたものとなっています。それから変更箇所の一覧が95ページ、96ページにあります。

何かご質問がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

中出会長 : 実質的には、11月に説明があったとおり、文言の変更等で、都市計画の規制とか誘導施策の内容については一切変更が無いという説明もありました。

よろしいでしょうか。

第1号議案「上越都市計画地区計画の変更(下荒浜地区 他33地区)」について、原案のとおり決することに、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、第1号議案「上越都市計画地区計画の変更(下荒浜地区 他33地区)」について、原案のとおり決することといたします。

次に、報告案件「上越市立地適正化計画(変更案)」について、事務局から説明をお願いいたします。

山岸技師 : それでは、報告案件の「上越市立地適正化計画の変更案」について、スライドでご説明いたします。お手元の資料は98ページからとなります。

立地適正化計画について、ご説明いたします。

平成26年の都市再生特別措置法の改正により、市町村が作成することが可能となった立地適正化計画は、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、国が定めた「国土ブランドデザイン2050」の基本的な考え方に基づく「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるものです。

都市全体の観点から、居住機能や福祉、医療、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画として、具体的に誘導すべき区域、施設を定めております。

イメージ図をご覧ください。薄黄色で着色されている部分が都市計画区域であり、立地適正化計画の対象区域となります。市街化区域の内側に、緑色で着色された部分が、居住を誘導するための「居住誘導区域」になります。その内側に、赤色で着色された部分が、病院や生活利便施設などの都市施設を誘導するための「都市機能誘導区域」になります。さらに、その内側には、人口密度の維持と向上を図る重点区域として、高田、直江津の中心部に上越市独自の「誘導重点区域」を設けております。

上越市の立地適正化計画は、上越都市計画区域を対象としておりますので、合併前上越市と大潟区、頸城区の一部を対象区域としております。

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を維持・誘導する区域として定めております。居住誘導区域は、「市街化区域の内側」に設定する必要があり、緑色で着色された区域が居住誘導区域となります。都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市拠点や地域拠点等に維持・誘導する区域として定めており、緑色で着色された居住誘導区域の内側に、重複して区域を設定します。区域の設定には、上越市の都市計画マスタープランで位置付けている都市拠点や地域拠点などの4つの拠点のうち、生活拠点を除いた3つの拠点で区域を設定しております。

都市拠点として「直江津地区」、「春日山駅周辺地区」、「高田地区」、地域拠点として「大潟区総合事務所周辺地区」、ゲートウェイとして「上越妙高駅周辺地区」、「上越インターチェンジ周辺地区」の計6地区を都市機能誘導区域に設定しております。

誘導重点区域は、都市機能誘導区域の誘導施設とあわせて、上越市独自の施策により、居住の誘導を促すことで効果的に人口密度の維持・向上を図る区域として定めており、赤色で着色された都市機能誘導区域の内側にある高田、直江津の中心部において、特に人口減少が著しい一団の範囲に含まれる町内会を単位として区域を指定しております。

次に都市のスポンジ化について、ご説明いたします。

都市のスポンジ化とは、都市の内部で「空き地」や「空き家等」の低未利用の空間が、小さな敷地単位で「時間的」、「空間的」にランダムに相当程度の分量で発生する現象をいいます。多くの都市では、「都市のスポンジ化」が顕在化し、都市における生活利便性の低下や治安・景観の悪化、地域の魅力が失われる等の問題を生じさせ、まちづくりの取り組みを推進するうえで大きな障害となっており、都市のスポンジ化が進行する悪循環を生み出しております。人口減少社会では、開発意欲が低減し、望ましい土地利用がなされず、また地権者の利用動機の乏しさや「小さく」「散在する」使い勝手の悪さから、低未利用地のまま放置している状況が増え続けております。

このような状況を踏まえまして、国では、「行政から、低未利用地の地権者等と利用希望者とを能動的に働きかけ、コーディネートと集約により、土地利用を図る」ことと、「地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で考えて、身の回りの公共空間を創出する」ことをコンセプトに対策を検討し、平成30年7月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画の居住誘導区域及び都市機能誘導区域において、市町村が都市のスポンジ化対策に取り組めるよう、新たな制度を創設いたしました。

都市のスポンジ化対策として、国が創設した新たな制度、「低未利用土地権利設定等促進計画」と「立地誘導促進施設協定」について、ご説明いたします。

「低未利用土地権利設定等促進計画」は、低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず複数の土地や建物に、一括して利用権等を設定するものであり、この権利設定の計画につきましては、市町村が作成することができる制度となっております。この制度を運用するために、後ほど詳しく説明しますが、立地適正化計画に、「低未利用土地利用等指針」と「事業区域等」を記載する必要があります。なお、「事業区域等」の記載は、パブリックコメントや都市計画審議会等の手続きが不要な、軽微な変更手続きに該当するものです。

次に、「立地誘導促進施設協定制度」は、低未利用地を活用するため、レクリエーション用の広場など、住民やまちづくり団体が共同で整備・管理をする施設の設置について、地権者全員の合意により協定を締結することにより認められる制度になります。この制度を運用するためには、立地適正化計画に「事業区域等」

を記載する必要がありますが、パブリックコメントや都市計画審議会等の手続きが不要な、軽微な変更手続きに該当するため、今年の4月に立地適正化計画の変更を行ったところであります。

国の制度を活用した場合の参考イメージになります。駅前の市街地を対象地区にしてイメージしております。ピンクは「Aさん」が所有する空き家、オレンジは「B社」が所有し運営を行っている民営の有料駐車場、黄色の「C」と「D」は空き地、青は市の子育て施設で建て替えが決定しているもの、駅に隣接するのは市営駐車場になります。空き地や空き家等が点在し、土地等の利用がなされないことから、駅前のにぎわいが失われ、近隣では空き店舗も増えているような状況です。このため、市がコーディネート役としてこの地区に関わり、低未利用地を集約し、にぎわい創出のための公共空間として「交流広場」を整備するため「低未利用土地権利設定等促進計画」の制度を活用するものです。本計画に基づき、まずは利用権等を整理します。市は子育て支援施設を建て替えるにあたり、Dさんが所有する空き地となっている土地の所有権を取得し、跡地は交流広場の整備のために壊し、子育て支援施設を整備します。B社が運営している駐車場と市が運営している駐車場の利用権を交換します。これにより、一定程度の土地も集約することができ、交流広場の用地を確保することができました。

次に、交流広場の管理運営を行う都市再生推進法人である「まちづくり会社」を含めて、「立地誘導促進施設協定」の制度を活用し、交流広場の整備と管理を行います。Aさんが所有する空き家は、交流広場を整備するために壊して、更地にします。まちづくり会社は、交流広場を整備し、市営駐車場とセットで管理・運営を行います。交流広場の整備によって、まちのにぎわいも少しずつ回復し、空き店舗を活用した出店数も増えるかもしれない、という参考イメージになります。

ここまで都市のスポンジ化及び国の制度について、ご説明をさせていただきましたが、今回の立地適正化計画の変更にあたり、パブリックコメントや都市計画審議会の手続きが必要な重要変更となる部分について、ご説明させていただきます。国の制度のうち、「低未利用土地権利設定等促進計画」を活用するためには、低未利用地の利用に関し、市の基本的な考え方を示すうえで、立地適正化計画に「低未利用土地利用等指針」を記載する必

要があり、この指針が重要変更にあたります。

お手元の資料 99 ページの「低未利用土地利用等指針」をご覧ください。まず、上段の 4 行部分は、現在の上越市の空き地、空き家等の取組について記載しております。

次に、立地適正化計画での取り組みを記載し、「利用指針」につきましては、居住誘導区域と都市機能誘導区域での利用指針について記載し、「管理指針」につきましては、所有者等が自らの責任において、適切な管理に努めるよう記載しております。

内容は、ごく当たり前の表現となっておりますが、これまでの空き地や空き家等の取組にプラスして、空き地や空き家等の低未利用地を、もっとまちづくりのために、利活用していくことが狙いとなっております。

最後に、立地適正化計画の改訂までのスケジュールについて、ご説明いたします。本日の審議会で変更内容につきまして、ご説明させていただき、都市再生特別措置法、第 81 条第 17 項の規定に基づき、住民の意見を反映させるための必要な措置として、11 月 14 日から 1 か月間、パブリックコメントを実施し、2 月に開催予定の都市計画審議会で、パブリックコメントの結果報告をさせていただきます。その後、同法第 81 条第 18 項の規定に基づき、4 月 1 日付けで改訂し、変更後の立地適正化計画を公表する予定です。

以上で、報告案件の「上越市立地適正化計画の変更案」について、説明を終わります。

中出会長 : ただ今、説明のありました、報告案件「上越市立地適正化計画(変更案)」について、ご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

山岸委員 : 低未利用土地利用等指針を文言に加えることは構わないですが、現在、国の制度を具体的に活用する計画もしくは該当しそうな組み合わせはあるのでしょうか。

片岡係長 : 具体的に、実施する場所などは想定できておりません。まずは国の制度を柔軟に活用できるよう準備をしているところです。市としても、ただ計画に位置付けるだけではなく、先進事例等を注視しながら取り組んでいきたいと考えておりますし、現在、高田地区において、まちなか居住の推進ということで取組がスタートしております。町内会など地元ヒアリングを行っておりますが、その中で、この制度を活用できる、モデルとなるような

箇所があれば、地元の方と研究していきたいと考えております。

山岸委員 : 現在の状況は分かりました。

国の制度を活用していく上で一番の問題点、キーポイントはどこになりますか。

片岡係長 : 担当レベルの考えになりますが、やはり、所有者と行政だけではなかなか活用しづらい制度であると考えております。例えば、間に宅建協会等に入っていただくなど、土地を動かしたりする仕事になりますので、ノウハウが無いと、計画についてコーディネートするにしても、行政だけではよい提案をすることができないのかなと思います。今年の8月に宅建協会にこの制度についてお話する機会があり、今後も引き続きご相談に乗っていただきたいとお願いしたところであります。

中出会長 : 国としては、この制度を活用してほしくて、立地適正化計画を作成している自治体に対して、計画に盛り込んでほしいとお願いしている状況です。

今ほど市から説明があったとおり、本当に活用したいと思った時に、この低未利用土地利用等指針を位置付けておかないとこの制度自体が運用できないため、これから地元に入るにあたり、実際にこの制度を活用するような土地が出てきた場合のために、地固めをしているとご理解していただければと思います。

三沢委員 : ご説明いただいた内容については異論ございませんし、都市のスポンジ化対策としては一歩前進するものと思っておりますが、抜本的な案ではないなという印象を持っております。

自分で街の中を歩いていると、空き家とか空き地が本当にたくさんあります。若い世代の人たちは、郊外に住宅団地ができるとすぐにそちらに移ってしまい、残っているのは老人夫婦だけという状態になっています。抜本的な対策としては、そこに若い世代が住めるように区画整理をしていかないと街なかは良くなるのではと思います。立地適正化計画で中心市街地に人口を集中させようとするならば、それくらいまでやらないといけないのではと感じています。これは私の意見ですが、将来的にはそうしないといけないのではと思っています。

中出会長 : 立地適正化計画には、事業として道路を改良するとか、区画整理をするというようなことは記載しておらず、上越市の立地適正化計画においても記載していません。実際に、高田や直江津でも細い道はあり、なかなかそこに対して面的な区画整理をする

のは難しいし、道路の拡幅をすれば敷地が狭くなり住めなくなるという問題も出てくるなど、どこの都市も同じ問題を抱えており、市街地の真ん中に住んでくださいというだけではなかなか住んでもらえない状況です。

人口減少社会であり、今後は郊外の住宅団地はほぼ開発されないとすれば、今よりも郊外に出ていくということは少なくなっていくので、やっここで舵を切りだしたということだと思います。自分たちの世代ではなく、孫の世代で良くなればいいという長い目で見る必要があり、50年かけて壊してきた日本の都市は、50年かけて直さないといけないという状況だと思います。

中出会長 : よろしいでしょうか。

それでは、先ほどスケジュールが提示されておりますが、11月にパブリックコメントに入ってください、来年2月に予定している都市計画審議会でもパブリックコメント等の内容を報告いただいて、その先を進めていただきたいと思います。

本日の案件が全て終了いたしましたので、以上をもちまして、議長の任を解かせていただき、ここからの進行を事務局にお返しいたします。よろしく願いいたします。

石澤副課長 : ありがとうございます。これより付議案件に対する答申に移りますが、ただ今答申書をお持ちいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、答申書を持ち込み、会長へ手交)

(会長が答申書を確認)

(会長が答申書を読み上げ、都市整備部長へ手交)

石澤副課長 : それでは、最後になりますが、次第6「連絡事項等」といたしまして、事務局から次回の上越市都市計画審議会の開催予定についてご連絡いたします。

次回の上越市都市計画審議会は、令和2年2月7日(金)に開催を予定しております。詳細が決まり次第、委員の皆様にご案内させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

石澤副課長 : 以上をもちまして上越市都市計画審議会を終了いたします。

本日は、貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。

9. 問合せ先

都市整備部都市整備課監理係

TEL : 025-526-5111 (内線 1783)

E-mail : toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

10. その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。